

経営環境変動対策資金【米国関税対策枠】の概要（令和8年1月5日改正）

米国関税措置の影響を受けた中小企業者等の資金繰りを支援することにより、市内中小企業者等の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする。

融資対象者	米国関税措置の影響により経営の安定に支障が生じており、最近1か月間の売上高または売上総利益もしくは営業利益が、前年、2年前、3年前のいずれかの年の同月と比較して5%以上減少している中小企業者等
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	2億8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間は2年以内）
融資利率	年1.50%（固定金利）
信用保証料	0.45%～1.90%
信用保証料補填	<u>0.12%～0.84%</u>
担保	必要に応じ求める
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
添付書類	経営環境変動対策資金に係る資格要件報告書（岐阜市中小企業融資要領／様式第17号の4）
取扱期間	<u>令和8年1月5日</u> ～令和8年3月31日

※下線部が改正部分